

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

#### 積算条件

##### ① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑥その他 (舗装取壊工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	

##### ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）少なくとも以下の事項について説明する。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - ・工事着手の時期及び工程の概要
  - ・分別解体等の計画
  - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について  
契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。
- （1）解体工事に要する費用
  - （2）再資源化等に要する費用
  - （3）分別解体の方法
  - （4）再資源化等をする施設の名称及び所在地

## 施工条件件明示一覧表

明示項目		明示事項		条件及内容		
工程関係	施工時期	別途工事との工程調整が必要あり 別途工事名: 本町南郷処理分区分下水施設工事(その1)、 本町南郷処理分区分下水施設工事(その1)	施工時間及び施工方法の制限あり 施工時間及び施工方法の制限あり	調査項目 (□資材等の流用 □仮設及び工事用道路等の調整 □建設機械等の調整) □施工順序の調整 □その他 ( ) □別途協議 ( )	施工時間 (全工種) 施工時期及び施工時間 (1工区、2工区、3工区 8:30~17:00)	
		□他機関との協議が未完了 □占用物件との工程調整の必要あり □余裕期間設定工事		□協議が必要な機関名 ( ) □占用物件名 ( ) □電気 □電話 □水道 □ガス □その他 ( ) □余裕期間は金銭期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 □任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日 (工事着手期限日)までに通知し登注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とし、一度通知した着手日を変更すること、及び設定した着手日に限り工期末が休日となる設定は認めない。また、休日 (三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日) を着手日にに配置しきれはならぬ。 余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。	□調査項目 (□資材等の流用 □仮設及び工事用道路等の調整 □建設機械等の調整) □施工順序の調整 □その他 ( ) □別途協議 ( )	□調査項目 (□資材等の流用 □仮設及び工事用道路等の調整 □建設機械等の調整) □施工順序の調整 □その他 ( ) □別途協議 ( )
		□その他 ( )		□その他 ( )	□協議完了見込み時期 ( ) □別途協議 ( )	
用地関係		□用地補償物件の未処理箇所あり □仮設ヤードの有無		□未処理箇所 (□別添図等) □完工見込み時期 (□令和 年 月日) □仮設ヤード (□官有地 □民有地) □仮設ヤード使用期間 ( ) □仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) □使用条件・復旧方法 ( ) □その他 ( )	□No. ~No. □別途協議 ( ) □完工見込み時期 (□令和 年 月日) □仮設ヤード (□官有地 □民有地) □仮設ヤード使用期間 ( ) □仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) □使用条件・復旧方法 ( ) □その他 ( )	
公害対策関係		□施工方法の制限あり		□制限項目 (□騒音 □振動 □水質 □粉じん □排出ガス □その他 ( ) □別途協議 ( )) □施工方法等 (□指定工法名 ( ) □別途協議 ( )) □施工時期 ( ) □調査項目 (□騒音測定 □振動測定 □水質調査 □近接家屋の事前・事後調査 □地盤沈下測定) □調査方法 (□別途資料 □その他 ( ) □別途協議 ( )) □工事の施工に關して、施工期間 (契約時から完成時まで) においては、理由のいかんにかわらず、内外水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 □水面航行する工事への施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 □その他 ( )	□制限項目 (□騒音 □振動 □水質 □粉じん □排出ガス □その他 ( ) □別途協議 ( )) □施工方法等 (□指定工法名 ( ) □別途協議 ( )) □施工時期 ( ) □調査項目 (□騒音測定 □振動測定 □水質調査 □近接家屋の事前・事後調査 □地盤沈下測定) □調査方法 (□別途資料 □その他 ( ) □別途協議 ( )) □工事の施工に關して、施工期間 (契約時から完成時まで) においては、理由のいかんにかわらず、内外水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 □水面航行する工事への施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 □その他 ( )	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつたことによるものとする。現場説明又は作業会合等が発生するものとすると明示協議事項には更に、現場説明又は作業会合等が発生するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 <input type="checkbox"/> 指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算延べ人數：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。 <small>（注：工事着手前に配置人員、期間等）</small> <input type="checkbox"/> 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作業を実績化すること。 <small>（注：現場条件等により異なった場合も差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。）</small>	<input type="checkbox"/> 別添図等（□ 別添図等） <input type="checkbox"/> その他（□ その他） <input type="checkbox"/> 別途協議（□ 別途協議）
	<input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 <small>（注：工事着手前に配置人員、期間等）</small> <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、監督員と必要とする交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象となる。 <small>（注：現場条件等により異なった場合も差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。）</small>	<input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員A：人（□ 人） <small>（注：工事着手前に配置人員、期間等）</small> <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、監督員と必要とする交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象となる。
	<input type="checkbox"/> ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 種別による算出 <input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数（3人）（うち交通誘導警備員A（1人）） <small>（注：配置人員数の変更是原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。）</small>	<input type="checkbox"/> ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。
	<input type="checkbox"/> □ 近接施設等に対する制限 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂崩落・溶破作業に対する防護施設等に指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input checked="" type="checkbox"/> 事故連絡の提出 <input type="checkbox"/> その他（□ その他）	<p>□ ④ 近接施設等に対する制限</p> <p>□ 土砂崩落・溶破作業に対する防護施設等に指定あり  <input type="checkbox"/> ⑤ 現場での安全確保（自主施工の原則）  <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 事故連絡の提出  <input type="checkbox"/> ⑦ その他（□ その他）         </p>
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（輸入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（□ その他）	<input type="checkbox"/> ⑧ 一般道路（輸入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> ⑨ 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> ⑩ その他（□ その他）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けれる事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない、制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

### 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

(注) 明別取扱事項に変更が生じた場合は、資料、規格説明又は作業打合せ等により、上記受託業務事項・条件及び内容の変更を示す旨の連絡を受けた後、本契約等が発生するものとする。

龟山市  
令和7年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事障害物件関係	<input type="checkbox"/> 工事障害物件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 支障物件名（□鉄道□電気□電話□水道□ガス□有線□その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（□令和年月頃□別途協議）
薬液注入工法等の関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） <input type="checkbox"/> 工法区分（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> 材料種類（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用的指定あり <input type="checkbox"/> 再生材公答出試験あり（環境告示第46号答出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 <input type="checkbox"/> 認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Aスコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盤上材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> 再生コムクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行）、試験結果には、使用する工事名無、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（□新材に変更□その他（ ）） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行）、試験結果には、使用する工事名無、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を入手できない場合は、監督員と別途協議する。
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 隔離再生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費用工事 <input type="checkbox"/> その他（□PR看板について）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 期間（ ） <input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（令和年月日） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（国土強制化PR看板及び流域治水プロジェクトPR看板について、監督員と協議のうえ現場に設置すること。なお、費用については設計変更協議の対象とする。）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和年月日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」「工事監理基準会」※象工事に係る特記仕様書、令和2年8月1日を適用（三重県の公事業情報）を参照 <input type="checkbox"/> ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 「三重県建設技術セントラル（公財）三重県建設技術セントラル」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の検査に關し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事監理契約第9条に規定する監督員ではなく、直接、協議、検査の適否の判定等を行ひ権限は有しないものである。 <input type="checkbox"/> 監督員から受注者に対する指示又は通知等を通り、指示又は通知があつたものとみなし。監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 <input type="checkbox"/> 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けることなどは、発注者と別途協議するものとする。 <input type="checkbox"/> 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	適用条件	情報共有（□電子メール（①を適用）□A S P（②を適用）□電子メール又は受注者希望によりASP（①または②を適用））
①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
「建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド系）にかかる特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	「建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド系）にかかる特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
「デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	「デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
「ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	「ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
「龟山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用	□	「龟山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（土木）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用	□	（土木）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（農業農村整備工事）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用	□	（農業農村整備工事）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（農業農村整備工事）「週休2日交替制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用	□	（農業農村整備工事）「週休2日交替制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（港湾）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用	□	（港湾）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（森林整備保全工事）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用	□	（森林整備保全工事）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（森林整備保全工事）「週休2日交替制工事（発注者指定期型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用	□	（森林整備保全工事）「週休2日交替制工事（発注者指定期型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（漁港漁場関係工事）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定期型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用	□	（漁港漁場関係工事）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定期型）」に係る特記仕様書 令和7年4月を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（二重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（二重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（漁港漁場関係工事）「週休2日交替制工事（発注者希望型）」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（漁港漁場関係工事）「週休2日交替制工事（発注者希望型）」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（森林整備保全工事）「熱中症対策に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用	□	（森林整備保全工事）「熱中症対策に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（漁港漁場関係工事）「熱中症対策に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用	□	（漁港漁場関係工事）「熱中症対策に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用
（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
※「概算数量登録方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	※「概算数量登録方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（工事資料）	（工事資料）	（工事資料）
（概算数量登録方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（概算数量登録方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（工事実施計画書）	（工事実施計画書）	（工事実施計画書）
（概算数量登録方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（概算数量登録方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（工事資料）	（工事資料）	（工事資料）
（ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定期型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定期型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三次元MGCバックホウ）	□	（ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三次元MGCバックホウ）
（ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（土工、1,000m3未満）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（土工、1,000m3未満）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（小規模土工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（小規模土工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（地盤改良工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（地盤改良工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（河川浚渫）特記仕様書【発注者希望型】）令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（河川浚渫）特記仕様書【発注者希望型】）令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
（ICT活用工事（修繕工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）	□	（ICT活用工事（修繕工）特記仕様書【発注者希望型】）令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び表示されない場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

龟山市  
令和7年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<input type="checkbox"/> 通用条件	<p>「ICT活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事（ブロック据付工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ICT活用工事（海上地盤改良工（床掘工・置換工））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「建設現場における遠隔臨場の該行に関する特記仕様書」令和4年7月（三重県土整備部）を適用</p> <p>「建設キャリアアップシステム活用モデル工事追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>「ウイークリースタンス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>その他（）</p>
監督の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格闘合制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。)	<p>重点監督の場合、【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】</p> <p>※これ以外は、一般監督とする。</p>
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input type="checkbox"/> 重点監督	<p>□契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。</p> <p>□契約後にVE提案を受け付ける。</p> <p>□細部設計の承認を受けなければならない。</p> <p>□本件工事で提案不履行があつた場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で着注する案件（以下「着注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。</p>
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<p>□工事写真是電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分についてはこの限りではない。</p> <p>□電子媒体の提出部数は、（□2部 <input checked="" type="checkbox"/>（1）部）とする。</p> <p>□三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和6年7月改訂）を適用</p>
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真のみ） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<p>□検定及び登録機関（一般財团法人国土地盤情報センター（<a href="https://nigic.or.jp/">https://nigic.or.jp/</a>））</p> <p>□検定料金の計上（□A検定 <input type="checkbox"/>B検定）</p> <p>（注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）</p>
地質調査の 電子成像等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<p>□本工事には産業廃棄物税と当分が計上されないため、受注者が課税対象となつた場合には支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することにはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</p>
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<p>□本工事には産業廃棄物税と当分が計上されないため、受注者が課税対象となつた場合には支払請求を行うこと。</p>
コリシズ 作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリシズ（CORINS）の作成・登録	<p>□三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリシズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。</p>
建設副産物・建設 発生情報交換シ ステム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生情報交換システム	<p>□三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。</p> <p>□三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生情報交換システムのデータ更新を行うこと。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印當該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項が生じた場合及び表示されない、制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
下請関係 下請企業 次級取引	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次級制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次數は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記次數を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定すること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者により報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	<input checked="" type="checkbox"/> 県産木材の利用を指定する工種あり	<input checked="" type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 次の工種：□ 工事案内看板（標示板）□ 仮設防護柵工 □ 公園施設工（監視用）□ 植栽支柱工 □ 木製ガードレール □ パリケード □ 階段工 □ 残存型桿工 □ 木留工 □ 残存型桿工 □ 木製リネーター □ 木柵・丸太柵工 □ 木留・丸太筋工 □ 転落防止工 □ 水制工 □ 手すり □ マルチング □ 伏工（丸太伏工）□ 護岸工 □ 木橋、木道 □ 木製索内誘導看板等 □ 立入防止柵（仮設工）□ 根固工（木工洗浄工）□ 丸太杭工 □ 治山ダム工 □ その他（ ） □ 木製型枠（ □ 場所打撃強工 □ コンクリート運搬工 □ 橋台工 □ 橋脚工 □ 張りコンクリート工 □ その他（ ） □ 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 なお、工事案内看板（標示板）、パリケード及び木製型枠について、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。
暴力団等による不當介入を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不當介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
社会保険等未加入 対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があつた場合は又は、同実施要領で定める重点調査を行つた場合は、工事実態調査に協力すること。

(注) 1.記受託業務事項・条件及び内容のレ印示され、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
明示事項などは、更に設計・現場説明又は作業会せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 監理技術者等の兼務	建設業法第26条第3項第1号(専任特例1号)、建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)及び建設業法第26条の5(専任特例営業所技術者)の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行なう場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	□ 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	<input type="checkbox"/> 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 (建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書)	□ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

龟山市  
令和7年4月

# 工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならぬ。

## 2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

## 3. 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない。

3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

3-5 段階確認、材料確認、立会・確認等の計画をたて明記すること。

令和7年4月

#### 4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークがハーチャートとする。

#### 5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること。

#### 6. 現場管理一般

##### 6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立ち入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもつて事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車両の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

##### 6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得たための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

##### 6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。

令和7年4月

(2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

#### 7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

#### 8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

#### 9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

#### 10. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

10-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。

10-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

令和7年4月

10-3 濁水の処理に關し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

10-4 受注者は、濁水の処分に關し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。

10-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理条例票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

#### 11. 水道用資材

11-1 水道用管・弁栓類及び付属品は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)日本ダクトイル鉄管協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、塩化ビニル管・継手協会規格(AS規格)及び、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)のいずれかの規格に適合したものとする。

11-2 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品でないもので、工事をするうえで必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。

11-3 前2項の材料には、製品の図面、仕様書及び製造者の検査合格書が提出されなければならない。

#### 12. その他

12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。

12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。

12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

令和7年4月

- 12-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更是認めない。
- 12-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。
- 12-6 「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-7 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮することは。
- 12-8 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。
- 12-9 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。
- 12-10 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
- 12-11 本舗装復旧について、舗装構成は推定であるので掘削時に既設舗装の構成(材質、厚み等)を確認し、監督員に報告すること。
- 12-12 既設管の埋設位置が不明であるため、必要に応じ試掘を行い、その結果を監督員に報告すること。
- 12-13 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-14 交通規制を開放する場合はアスファルト舗装を施工し、段差を解消するなど、安全に十分配慮すること。
- 12-15 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-16 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。

- 12-17 配水用ポリエチレン管(融着接合)を行う場合、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者が専任すること。
- 12-18 配水用ポリエチレン管(融着接合)を行う場合、全箇所の接合チェックシートを提出すること。また、融着データも提出すること。
- 12-19 交通規制については、施工時以外は交通開放を行うこと。
- 12-20 管路等の施設について、監督員の通水確認後から工事目的物引渡までの間、発注者において使用できるものとする。
- 12-21 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)を取得した者又はJDPA継手接合研修会受講証を取得した者を専任すること。
- 12-22 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、GX形継手チェックシートを提出すること。
- 12-23 仕切弁蓋の鉄蓋の基本構造・形状は、JWWA B 132(水道用円形鉄蓋)に準拠したものとし、蓋表面には、維持管理上必要な情報表示を行うこと。表示する情報項目は方向・口径・管種・年度・土被りとすること。
- 12-24 建設機械等使用時は周辺の環境に合わせて、必要な対策を講じること。
- 12-25 監督員立会のもと、マーカー杭の反応をチェックすること。
- 12-26 時間外の作業連絡について、午後5時を超えて作業を行う場合は、あらかじめ午後4時までに監督員に報告し、作業終了したときも同様に監督員に報告すること。
- 12-27 仮設配管の撤去を行う場合は、廃プラ及び非鉄スクラップに分けて処分すること。
- 12-28 区画線が施工されている舗装を取壊した場合には、仮復旧すること。

令和7年4月

亀山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書  
(月単位の週休2日)

1 月2回土日完全週休2日制の定義

- (1) 対象期間 工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間を除く。）をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行うときを除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 4週8休 各月の現場閉所日数（曜日にかかわらず現場を閉所した日（荒天（降雨、降雪等）により休工した日を含む。）の累計をいう。）を対象期間日数で除した日数の割合が28.5%であることをいう。
- (4) 指定土日 その月の「第1週及び第3週」、「第2週及び第4週」など、あらかじめ受注者が指定した月2回の連続した週休日（日曜日及び土曜日に限る。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由があるときは、発注者との協議により週休日を別の日に振り替えることができるものとする。）をいう。
- (5) 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日制工事」という。） 対象期間において、指定土日を現場閉所とし、かつ、4週8休以上を現場閉所とする工事をいう。
- (6) 月単位の週休2日制工事 対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所の達成状況が4週8休以上であることをいう。この場合において、1の月における日曜日及び土曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の日曜日及び土曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているときは、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- (7) 通期の週休2日制工事 前号に掲げるものを除き、対象期間における現場閉所の達成状況が第3号に規定する割合以上であることをいう。

- 2 請負者は、工事着手前に、月2回の日曜日及び土曜日を現場閉所とする週を記載した「月2回土日完全週休2日の指定について」と「週休2日制工事確認表」を作成し、発注者に提出すること。
- 3 請負者は対象期間中、毎月、上記で作成した週休2日制工事確認表に現場閉所の実績を追記し、発注者に提出すること。
- 4 請負者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、第2項の週休2日制工事確認表を提出し、監督員と協議のうえ、工事請負契約条項第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 請負者は下請業者に対し、月2回土日完全週休2日制工事の取組みにあたり必要な事項について協力すること。
- 6 週休2日制工事に関する経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設费率、現場管理费率、市場単価及び標準単価に限る。）は、当初積算時に、補正係数（三重県が定める週休2日制試行要領（令和3年10月1日施行）に規定する補正係数をいう。）を乗じて得た額を計上するものとする。
- 7 工事の精算に当たり、月単位の週休2日制工事を達成できなかった工事であって、通期の週休2日制工事を達成したものは、月単位の週休2日制工事に係る補正係数を乗じた経費と通期の週休2日制工事に係る補正係数を乗じた経費との差額分を減額変更し、通期の週休2日制工事を達成できなかった工事は、当該計上した経費における補正分を減額変更するものとする。

<参考>

(補正係数)

- ・労務費 : 1.04
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設比率 : 1.03
- ・現場管理費 : 1.05

- 8 指定土日の現場閉所及び月単位の週休2日制工事又は通期の週休2日制工事のいずれもが達成できたときは、別に定める工事成績採点表の所定の欄に「週休2日制工事の実施」と記載して工事成績評定を加点する。

指定土日の現場閉所又は月単位の週休2日制工事若しくは通期の週休2日制工事のいずれも又はいずれかが達成できなかつたときであつても、工事成績評定を減点しない。

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努めること。